

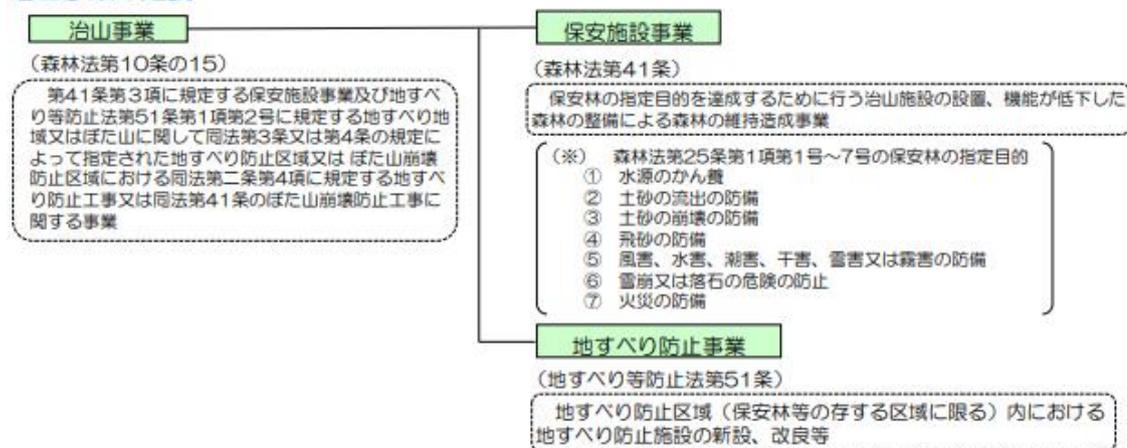
第5 県土整備部・治山砂防課

1 治山事業（県土）〔一般公共事業〕

(1) 事業の概要

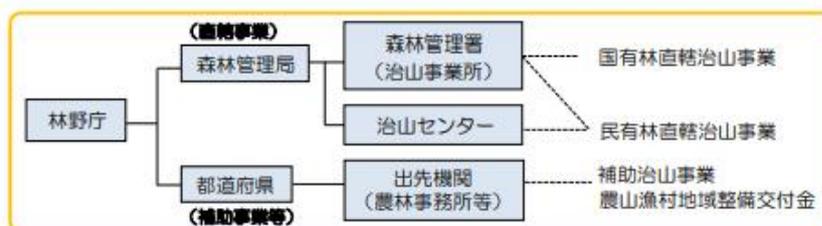
森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成を図ることを目的とする。

治山事業の定義



治山事業の実施体系

治山事業は、国が実施する直轄事業と、都道府県が実施する補助事業等とに大別されます。



(出典：林野庁「治山のしおり」)

主な事業内容

治山事業 6箇所（新規3箇所、継続3箇所）

鳥取県は大規模自然災害に対する健康診断となる「脆弱性評価」を踏まえ、「鳥取県国土強靱化地域計画」を策定し、大規模自然災害に対してハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、重点化を図りながら防災・減災対策を進めるとされている。

平成30年7月豪雨をはじめとする近年の災害により荒廃した森林において、谷止工や山腹工の整備を行う。3か年緊急対策による臨時特別予算等を活用し、山地災害発生危険度、保全対象の重要度等から優先順位を決定し緊急性の高い箇所を

対象とする。智頭町を中心に大きな被害をもたらせた平成30年7月豪雨など、近年、県内で発生している豪雨では、土砂災害とともに多量の流木による被害も発生しており、このような災害は県内各所において毎年のように発生している。これらの災害を減らし、また、県民の生命及び財産を保護し、安全・安心で住みよい地域づくりを行うため、鳥取県では、山腹崩壊危険地域2,023箇所、崩壊土砂流出危険地区1,912箇所の合計3,935箇所を要対策箇所と定め、整備を行っている。

[事業実施箇所] 芦津地区、羽衣石地区、立見地区、河上地区、萩原地区、赤波2地区ほか



R2年度完成 復旧治山 赤波地区



(出典：鳥取県治山砂防課概要説明資料)

(2) 予算及び決算額

当初予算額：480,670 千円 決算額：887,812 千円

(3) 監査結果

鳥取県が定めた治山対策箇所の整備状況と推移と整備事業について、担当部局のヒアリング及び次の対象工事について入札関係及び予算執行手続き関係資料等の確認を行った。

ア 治山事業の要整備箇所の整備推移について【意見】

事業の成果と実績における「整備済み箇所数と推移」の下表によると、令和2年末時点整備済み数は1,402箇所、整備率35.6%となっている。また平成30年以降の整備完了箇所数は各年2から7件程度で推移し低調と言わざるを得ない。もちろん、限られた予算のため、整備の長期化又は整備率が低調であることは理解出来るが、単純に現況の整備実施箇所数によると未整備箇所数の予想完了期間は280年を要することとなり、当該整備計画が県の策定した将来ビジョン「3守る(6)災害に強い県土の形成が進み、防災・危機管理対策が向上」とする県民の安全安心を守る実施可能

な計画であると言い難い。

単年又は2、3年の短期整備計画に加え5年及び10年の中長期整備計画の策定と結果及び進捗評価の検証が必要と思われる。また、未整備となっている要整備箇所の状況について、更なるソフト対策とともに的確な状況把握と危険度の変化に対応出来るチェック体制の構築を図られたい。

令和2年度においては、4箇所の山地災害危険地区の整備を完了した。

区 分	要対策 箇所数	R1末整 備済数(A)	R2完了 箇所数(B)	R2末整備 済数(A)+(B)	整備率 (%)
崩壊土砂流出危険地区	2,023	846	0	846	41.8%
山腹崩壊危険地区	1,912	552	4	556	29.1%
合 計	3,935	1,398	4	1,402	35.6%

※箇所数はR2年度末時点の数

(出典：鳥取県県土整備部「事業成果と実績」説明資料)

イ 整備箇所の優先順位の策定について【意見】

令和2年度の実績報告の中で、課題として「令和2年度補正予算以降の国の5か年加速化対策において、特に崩壊土砂流出危険地区の整備率の引き上げが目標とされたことから、より一層、選択と集中による効果的な事業進捗を図るため、優先順位をつけながら施設整備を進める必要がある」とされている。優先順位の考え方は規定されているものと考えられるが、要対策箇所全体の優先順位がそもそも作成されていないことが伺える。

当該事業は、人命に係る防災の性質上、有効性が最も重視されるが、限られた予算の中で事業を推進するにあたっては、最小の経費で最大の効果をあげなくてはならないが、その為に最も重要な優先順位が付されていないのであれば問題と思われる。優先順位を定める事及びその決定根拠を明確にすべきと考える。

また、特に崩壊土砂流出危険地区の整備率の引き上げが目標とされたとのことであるが、鳥取県の現状は平成30年以降2件の整備となっており、令和2年度は整備実施が0件となっており低調であった。

鳥取県では近年、豪雨及び台風災害による山地災害が多発しており、復旧は人家等の保全対象に近接した緊急度の高い箇所を優先に行ったものであり、その内訳を見ると、民家の裏山の崩壊対策、すなわち山腹崩壊危険地区での整備箇所数が多くなっているものとの事であった。近年の地域災害事情に配慮し、緊急度の高い箇所への対応を優先したことは評価出来る。

なお、崩壊土砂流出危険地区の整備率の引き上げは、令和2年度補正予算以降の国の方針であったことから、国予算の確保により、実質的な令和3年度以降での整備率の

向上に努められたい。

ウ 入札関係資料及び予算執行手続きについて監査するも適正と認められた。

2 防災・安全交付金（通常砂防事業）〔一般公共事業〕

(1) 事業の概要

砂防堰堤等の砂防設備を整備することにより、土砂災害から下流部の人家、耕地、公共施設等を守る事業。

出展元：令和3年度 砂防関係事業の概要(国交省砂防部)

交付金 沖縄振興 砂防	
通常砂防事業	
砂防法<明治30年法律第29号>第5条、第13条	
目 的	事業内容
流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする。	砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備及び必要に応じた除石工事を実施する事業である。
採択基準等	
<p>砂防法第2条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施行する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、1件あたり事業費が1億円以上のもので、かつ、原則として、当該砂防工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。</p> <p>また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p>	
<p>1. 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの ②流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの ③河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの <p>2. 今後の豪雨等により多量の土砂が流下するおそれのある溪流で、次のいずれかに該当する効果のあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公共施設(官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの)及び市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所及び重要鉱工業施設の保護 ②市街地、集落(人家50戸以上)の保護 ③耕地(耕地面積30ha以上)の保護 ④港湾又は河口の埋没(年間埋没10,000㎡以上)の防止 	

主な事業内容は

通常砂防事業 74 箇所（新規 5 箇所、継続 69 箇所）

国の 3 ヶ年緊急対策予算等を活用し、要配慮者利用施設、避難所及び公共施設を有する箇所や土砂災害特別警戒区域を有する箇所を優先し、整備に取り組む。令和 2 年度において、3 箇所の土石流危険渓流の整備を完了した。

〔事業実施箇所〕 みどり下谷川ほか 83 箇所

みどり下谷川砂防堰堤 (通常砂防事業) 鳥取県



(令和3年3月完成)

施設諸元

事業期間:平成27年4月～令和3年3月
事業費:約3.3億円
堤高:12.5m
堰堤長:46.5m
天端幅:3.0m
堰堤形式:不透過型コンクリート堰堤

〔概要〕

みどり下谷川は、鳥取県倉吉市みどり町に位置し、人家67戸、保育園、市道等を保全対象とする土石流危険渓流である。近年の度重なる集中豪雨により、山腹の荒廃や溪岸侵食が著しく進行しており、土砂災害を未然に防ぐため、早急に砂防設備の整備を行った。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額 : 941, 471 千円 決算額 : 1, 894, 761 千円

(3) 監査結果

鳥取県が定めた通常砂防対策箇所の整備状況の推移と整備事業について、次の対象工事について入札関係及び予算関係資料により監査を行った。

〔監査対象事業〕

業務名 : 汗干谷川通常砂防工事「測量詳細設計及び地質調査業務委託」

事業者 : W社

契約額 : 26, 141, 500 円

期間：令和2年6月24日～令和3年3月15日

ア 通常砂防事業の要整備箇所の整備推移について【意見】

鳥取県は、鳥取県国土強靱化地域計画の重要業績指標（KPI）において、土砂災害危険箇所整備率を令和2年度末30%と定め整備に取り組んでいるところである。事業の成果と実績における下図「整備済箇所数の推移」の表によると令和2末時点整備済み数は502箇所、整備率30.9%となっており、KPI目標を達しているが、平成30年以降の他事業で整備した箇所を含む整備完了箇所数は各年3から9件程度で推移し、低調と言わざるを得ない。もちろん、限られた予算のため、整備の長期化又は整備率が低調であることは理解出来るが、単純に現況の整備実施箇所数で未整備箇所数の予想完了期間は120～370年程度を要することとなり、当該整備計画が県の策定した将来ビジョン「3守る（6）災害に強い県土の形成が進み、防災・危機管理対策が向上」とする県民の安全安心を守る実施可能な計画と言い難い。

併せて、要対策箇所の優先順位を基に優先度の高い整備箇所での整備実施率の検証や単年又は2、3年の短期整備計画に加え5年及び10年の中長期整備計画の策定と結果及び進捗評価の検証が必要と思われる。

【整備済箇所数の推移】

区分	要対策箇所数	H29末時点整備済み数	H30完了箇所数	R1完了箇所数	R2完了箇所数	R2末時点整備済み数	整備率 (R2末時点)	(参考) 全国整備率 (H21時点)
砂防事業	1,626	487	3(3)	8(9)	2(3)	502	30.9%	22%
完了箇所名			北の原谷川（日南町）ほか	クモ谷川（鳥取市）ほか	みどり下谷川（倉吉市）ほか			

()は他事業で整備した箇所を含む数

イ 測量等業務簡便型総合評価入札制度について【意見】

汗干谷川通常砂防工事「測量詳細設計及び地質調査業務委託」の入札結果の検討において、適用される簡便型総合評価入札方式については、鳥取県県土整備部測量等業務簡便型総合評価入札実施要領により発注件数の少ない測量業務及び地質調査業務を除き、土木関係コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務のうち800万円以上の業務から発注機関が選定することとしているとのことであった。また、当該入札方式は、従来から試行として平成20年10月から実施されており、適用実施割合は令和2年度において、以下の表のとおりである。

落札方式	価格競争	総合評価	割合
測量	7	21	-
地質	16	-	-
土木コン	113	121	51.7%
補償	22	31	-

入札価格点数+技術点数で算出される最も高い点数の者が資格条件を具備していることを条件に確定するとされている。

当該入札においては、7社が入札参加し、入札価格点数が最も高いA社が順位7位となっていた。担当課に事由を確認したところ、技術点の点数配分の評価項目に「会社の手持ち業務件数」基準があり、手持ち業務件数1件当たり最低でも一律に△30ポイントの減算「△30点[^](1/会社の手持ち業務件数)の累計」としており、具体例は下表のとおりとなるため、評価ポイントが減額された結果、落札者に至らなかったとの説明があった。

手持ち業務件数の減額ポイントの、具体例は下表のとおり。

手持ち件数	減点
1件	△30.000
2件	△35.477
3件	△38.584
4件	△40.925

以上の入札制度によると、本来入札価格による落札者の決定が、評価項目ごとの若干の技術点数評価を加味することは理解出来るが、手持ち件数項目で上記のとおり1件当たり最低△30ポイント減額とする評価基準を適用することにより、実質的に入札価額1位であるにも関わらず、結果的に落札者になり得ないのは明らかである。当該入札方法による業務受注は、業務過多により支障をきたす場合、つまり品質低下を防止するための措置としているが、単純に△30ポイントとすることは、入札制度で最も重視される入札価格点数が落札結果に反映されない可能性が極めて大きい。また、資格停止処分による評価減点(最高△5点)に比しても△30ポイントは奇異かつ極端と言わざるを得ない。

その結果、総合評価落札方式の目的である「価格と品質が総合的に優れた落札者」を選定するものである入札制度の目的に反し、あってはならない順番落札の正当化に繋がる可能性もあり危惧される。

本来この手持ち業務項目の評価点は、平成30年度まで受注減点方法を△3点×件数としていたものを見直し、令和元年度から業界との調整の上、変更されたものとの担当課の説明があった。またその理由として、当該評価基準の見直しは、総合評価落札方式の目的である「価格と品質が総合的に優れた落札者」を選定するものであるが、基本方針で定める「県内の建設業界等の健全な育成」も制度設計の上で重要な観点とし、県全体の技術力の底上げを視野に、下位業者の受注機会の確保も確保するとのことであった。

当該業務の特性から防災土木工事及び災害発生時に欠く事のできない業者の健全な育成は鳥取県の危機管理体制の重要な課題としていることではあるが、当該入札方法は前段のとおり、経済的・効率等な予算執行、品質確保及び業界の健全な育成と相違する視点があることから、今後も業務施工内容の評価、当該入札制度の試行結果及び手持ち減点に伴う受注機会のシミュレーションにより適正公平な入札制度の在り方について検討されたい。

ウ 手持ち業務件数のカウントについて【指摘事項】

前項の事業者A社の電子入札による4件目となる入札結果資料を検討したところ、手持ち業務件数が3件であることから、総合評価入札制度により減点△38.584となり、順位1位から7位となっていた。そこで、当該事業者の業務件数1件目から3件目の入札結果一覧の内容を確認したところ、以下の事実を確認した。

【事業者A社の入札結果と手持ち件数】

入札	開札日（落札決定日）	手持件数	減点	備考
1件目（中部）	R2.6.4（R2.6.5）	0件	0点	落札順位1位で落札
2件目（鳥取）	R2.6.5（R2.6.6）	0件	0点	落札順位1位で落札
3件目（本庁）	R2.6.15（R2.6.16）	2件	35.477	他に入札参加者無で落札
4件目（中部）	R2.6.18（R2.6.19）	3件	38.584	入札価格1位も7位非落札

（参考：鳥取県測量等業務簡便型総合評価入札結果一覧より抜粋）

上記入札結果によると、A社の2件目業務の落札について、手持ち件数が1件であるにも関わらず、0件となっており減点が無く、順位1位で落札決定されていることが確認出来た。担当課の説明では、2件目入札は中部（1件目）の開札翌日に鳥取で開札があり、1件目の落札決定前のため、手持ち件数による減点が行われず、評価点数が最高となり落札決定されたものとのことであった。つまり、入札主幹事務所が違っていたことと入札日及び落札決定日がそれぞれ1日のズレしかなかったため、2件目の受注に1件目落札結果が反映されなかったということであった。

鳥取県県土整備部測量等業務簡便型総合評価入札実施要領によると、入札価格点数+技術点数(別表2-1~3に定める採点基準により算定)の最も高い者が確定されるまで審査を行うとされており、各入札対象工事所管事務所の相違及び近似する開札日であることを事由に、手持ち件数の減点をしないとする特段の事情は認められない。鳥取県建設工事等入札制度基本方針による当入札実施要領の遵守を徹底すべきである。また、1日のタイムラグにより当該入札実施要領が遵守できないとするならば各総合事務所県土整備局及び各県土整備事務所間の入札情報の連携を一層図るなど、システム上又は事務管理上の問題として、早急に改善すべきものと考えらる。

鳥取県建設工事等入札制度基本方針

第1 基本的な考え方

- 県が発注する建設工事等(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。))並びに当該工事に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの業務(以下「測量等業務」という。)をいう。以下同じ。)は、県民が安心して暮らせる社会資本の整備を目的として県民の税金等により行われるものである。
- このため、建設工事等の入札制度の在り方については、県民の理解が得られるよう、公正であることが強く求められている。
- また、建設工事等の入札をめぐる談合等の違法又は不当な行為(以下「違法等行為」という。)は県民の信頼を著しく損ねるものであるため、当該違法等行為の一掃を図る必要がある。
- これらのことにかんがみ、県は、建設工事等の入札制度に係る基本方針を次の理念に基づいて定めるものとする。
 - 1 経済的・効率的な予算執行を図るとともに、談合等の違法等行為を防止するため、建設工事等の入札に参加する者の競争性をより一層高めること。
 - 2 県民に対して良質な公共サービスを提供するため、建設工事等の品質の確保を図ること。
 - 3 建設工事等の入札制度の恣意的な運用を防ぎ、もってその公正性を確保するため、建設工事等の入札制度の透明性をより一層高めること。

第2 適正な競争性の確保

- 一般競争入札は受注機会の均等、経済的・効率的な予算執行の確保等の観点からも有効なものであるが、県内の建設業界等の健全な育成も考慮しながら、適正な競争性の確保を図っていく必要がある。

(出典：鳥取県建設工事等入札制度基本方針(一部))

【鳥取県県土整備部測量等業務簡便型総合評価入札実施要領】

(落札予定者の決定)

第6条 発注機関は、簡便型総合評価入札に係る業務の予定価格の範囲内で有効な入札をした者について、その者の提示した入札書に基づき、第1号に掲げる項目を第2号に定める方法で採点評価し、第3号定める方法で審査した後に評価点数が最高の者を落札予定者とする。

(1) 評価項目

ア 入札価格点数 入札書に記載された入札価格

イ 技術点数

(ア) 技術者数

(イ) 配置技術者の資格・実績等

(ウ) 県が発注した簡便型総合評価入札により落札し、調達公告日までに業務完了通知書が提出されていない業務の件数（以下「会社の手持ち業務件数」という。）

(エ) 男女共同参画推進企業の認定の有無

(オ) 資格停止等の有無

(カ) 県が発注した測量等業務の会社の業務成績評定点

(2) 評価方法

ア 入札価格点数

入札価格点数は、60点を上限として成果品重点確認要綱第2条に規定する成果品重点確認価格を、その入札参加者が提示した入札額で除して得た数に60を乗じた数（小数点以下2位未満の端数は、切り捨てる。）とする。

イ 技術点数

技術点数は、別表第2-1～3に定める採点基準により採点を行った数（小数点以下2位未満の端数は、切り捨てる。）とする。

ウ 評価点数は、ア及びイの算定結果を次の算式により算定した数（小数点以下2位未満の端数は、切り捨てる。）とする。

入札価格点数 + 技術点数

(3) 審査方法

評価点数の最も高い者が、当該入札案件に係る調達公告で示した入札参加者の条件（以下「資格条件」という。）を具備しているか否かの審査を行うものとする。

なお、資格条件を満たさない場合は、その者を失格又は無効とし、次に評価点数の高い者を審査し、資格条件を具備する者のうち評価点数の最も高い者が確定されるまで審査を行うものとする。

(出典：鳥取県県土整備部測量等業務簡便型総合評価入札実施要領（一部）)

別表第2-2 (第6条関係) (土木関係建設コンサルタント業務)

技術点の採点基準

配点の要素	配点					
技術者数1 (技術士)	1.0点/人(上限3人)					
技術者数2 (BDM, コアト診断士)	0.6点/人(上限10人)					
技術者数3 (測量士, 地質調査技士)	0.2点/人(上限10人)					
技術者数4 (技術士補等)	0.1点/人(上限10人)					
技術者数5 (その他技術者)	0.1点/人(上限10人)					
配置技術者 (管理技術者)	技術士		RCCM等		その他	
	3点		1.5点		0点	
	同種業務における配置技術者として成績評定点85点以上の業務件数					
	3件以上		2件		1件	
	3点		2点		1点	
	優良業務表彰の有無					
	実績あり			実績なし		
	1点			0点		
	若手技術者の配置の有無					
	配置あり			配置なし		
1点			0点			
配置技術者 (照査技術者)	技術士		RCCM等		その他	
	1点		0.5点		0点	
	同種業務における配置技術者として成績評定点85点以上の業務の有無					
	実績あり			実績なし		
	1点			0点		
	優良業務表彰の有無					
	実績あり			実績なし		
	0.3点			0点		
	若手技術者の配置の有無					
	配置あり			配置なし		
0.3点			0点			
会社の 手持ち業務件数	-30点 [〃] (1/会社の手持ち業務件数)の累計					
男女共同参画 推進企業認定	認定済			未認定		
	1点			0点		
資格停止等	なし	2週間 以下	2週間超~ 1月以下	1月超~ 2月以下	2月超~ 3月以下	3月超
	0点	-1点	-2点	-3点	-4点	-5点
会社の 業務成績評定点	15点 × $\left\{ \frac{\text{過去暦年3年間の評定平均点}-65\text{点}}{35} \right\}$					

(出典：鳥取県県土整備部測量等業務簡便型総合評価入札実施要領別表)

3 防災・安全交付金（急傾斜地崩壊対策事業）〔一般公共事業〕

（1）事業の概要

急傾斜地崩壊防止施設を整備し、がけ崩れ災害から県民の生命・財産及び公共施設等を保全することを目的とする事業。鳥取県では、要対策箇所として被害想定区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある斜面を、「急傾斜地崩壊危険区域」と定め諸整備を実施している。国の補助を受けて実施する「急傾斜地崩壊対策事業」のほか、県が実施する「単県急傾斜地崩壊対策事業」、市町村が事業主体となって県の補助により実施する「単県小規模急傾斜地崩壊対策事業」「単県斜面崩壊復旧事業」の各種斜面对策事業を実施している。

急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第12条、第21条

目 的	事業内容
急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行うことにより、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。	急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を行う事業である。

採択基準等

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条に基づき、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事(ただし、急傾斜地崩壊防止施設の改造工事を除く)で、次のすべての要件に該当し、事業費7,000万円以上のもので、かつ、原則として、当該急傾斜地崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。

1. 急傾斜地の高さが10m以上であること。ただし、当該事業が保全する区域において、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第8条第1項第4号における要配慮者利用施設(以下「要配慮者利用施設」という。)が存する急傾斜地の場合は、「10m」を「5m」に読み替えるものとする。

2. 移転適地がないこと

3. 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

4. 次のいずれかの要件に該当するもの

① 人家概ね10戸(公共的建物を含む。)以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
ただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合は、「7,000万円」を「8,000万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。また、風倒木の発生の著しい地域(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第11条の2に基づく森林災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。)における公共施設に関連する急傾斜地及び大規模地震により著しい被害が生じた地域(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第3条の1に基づく公共土木施設災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。)における急傾斜地並びに要配慮者利用施設が存する急傾斜地の場合は、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。この場合、要配慮者利用施設については、収容人員等3人を人家1戸に相当するものとして換算できるものとする

② 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画上重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

(出典：国交省 HP「砂防関係事業の概要」)

鳥取県の斜面对策事業①

区分	急傾斜地崩壊対策事業	単県急傾斜地崩壊対策事業	単県小規模急傾斜地崩壊対策事業	単県斜面復旧事業
事業目的	◆急傾斜地崩壊区域内の自然がけに対し、急傾斜地の崩壊による災害から県民の生命を保護し、民政の安定と国土の保全に資することを目的とする。 (予防的工事)	◆補助対象とならない急傾斜地崩壊区域内の自然がけに対し、急傾斜地の崩壊による災害から県民の生命を保護し、民政の安定と国土の保全に資することを目的とする。 (予防的工事)	◆県事業の対象とならない急傾斜地において、人家等を保全し、県民生活の安定に寄与することを目的とする。 (予防的工事)	◆県事業及び単県小規模急傾斜地崩壊対策事業の対象とならない、荒廃林地及び急傾斜地において行う災害復旧事業を促進することにより、で公共施設及び人家等を保全し、県民生活の安定に資することを目的とする。 (予防的なものは除く)
根拠法令	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(S44.7.1法律第57号)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(S44.7.1法律第57号)	鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助交付金要綱、実施要領(H24.8.1施行)	単県斜面崩壊復旧事業交付要綱、実施要領(H17.4.31施行)
施行主体	県	県	市町村	市町村
施設管理	県	県	市町村	市町村
事業内容	法面工(斜面对策)	法面工(斜面对策)	法面工(斜面对策)	山腹工(斜面对策) 渓流工(谷止工等)
施工用地	有(県が買収)	有(県が買収)	有(市町村が買収)	無(個人所有) ※市町村の判断による

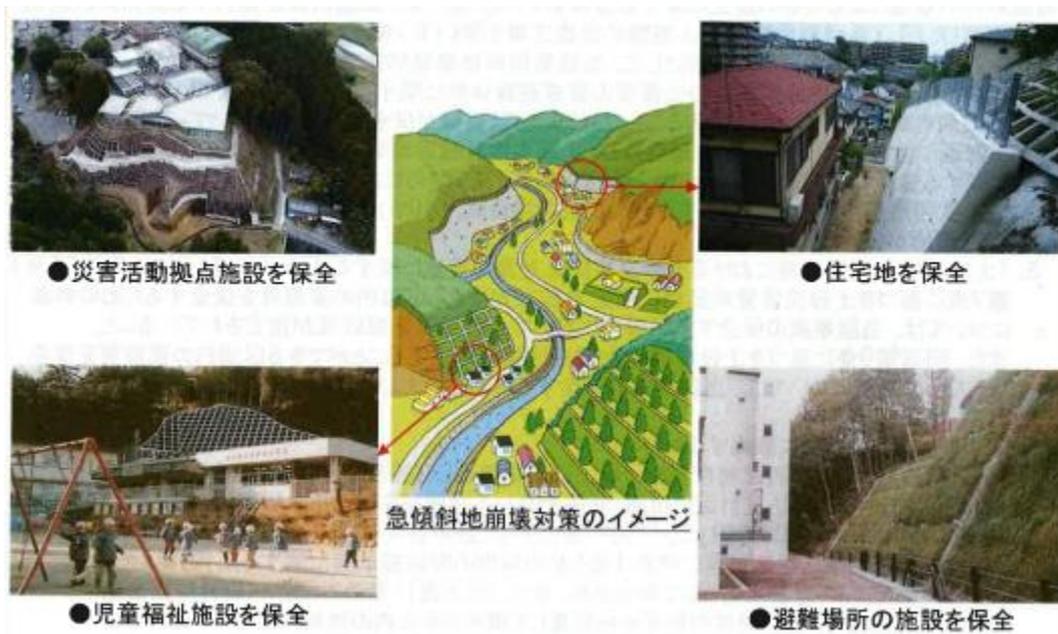
0

鳥取県の斜面对策事業②

区分	急傾斜地崩壊対策事業	単県急傾斜地崩壊対策事業	単県小規模急傾斜地崩壊対策事業	単県斜面復旧事業	
採択基準	斜面要件	高さ10m以上、傾斜度30度以上	高さ5m以上、傾斜度30度以上	高さ5m以上、傾斜度30度以上	なし(※その他のいずれかに該当するもの)
	保全対象	10戸以上	5戸以上10戸未満	1戸以上5戸未満	1戸以上
	公共施設等	◆主要公共施設 (官公署、学校、病院等) ◆避難場所	◆主要公共施設 (官公署、学校、病院等)	(◆人家を含むもの) 避難場所、工場、作業場、公民館、学校、旅館、郵便局、寺、病院など	◆主要公共施設 (官公署、学校、病院、鉄道、道路、港湾等) ◆共同利用施設、重要な産業施設
	その他	◆移転適地がないこと	◆移転適地がないこと	◆移転適地がないこと	◆1、2級河川の上流域域箇所以下流域に被害を与えるもの。 ◆耕地、ため池、用排水施設 ◆国庫補助に関連して行うもの。 ◆知事が必要と認められるもの。
	事業費	7,000万円以上	—	—	100万円以上
	法指定の有無	有	有	無	無
補助率	1/2	—	1/2	1/2以内かつ市町村負担と同額補助	
地元負担	市町村毎に決定	市町村毎に決定	市町村毎に決定	市町村毎に決定	

1

(出典：鳥取県HP「鳥取県の斜面对策事業概要」)



(出典：国交省HP「砂防関係事業の概要」)

主な事業内容

急傾斜地崩壊対策事業 51 箇所（新規 1 箇所、継続 50 箇所）

保全対象に要配慮者利用施設、避難所及び公共施設を有する箇所や土砂災害特別警戒区域を有する箇所の優先的整備に取り組み、令和 2 年度においては、5 箇所の急傾斜地崩壊対策整備が完了した。

〔事業実施箇所〕鳥取市谷地区ほか 50 箇所

《鳥取市気高町勝見地区急傾斜地崩壊対策工事》



(出典：鳥取県急傾斜地対策事業の説明資料)

(2) 予算及び決算額

当初予算額：1,014,650 千円 決算額：1,519,837 千円

(3) 監査結果

鳥取県が定めた急傾斜地崩壊対策箇所の整備状況の推移と整備事業の入札関係及び予算手続き関係資料の確認検討を行った。

[監査対象事業]

小江尾2地区(江府町) R2 新規合計単年予算額 (35,000 千円)

(第一次0円、第二次0円、第三次35,000千円)

ア 急傾斜地崩壊対策事業の要整備箇所の整備推移について【意見】

事業の成果と実績における「整備済み箇所数と推移」の表によるとR2末時点整備済み数は310箇所、整備率22.9%となっているが、全国整備率の26%(平成21年時点)を下回っている。また各年の実施箇所数(継続)は80件程度で推移しているが、H30年以降の整備完了箇所数は各年1から2件程度で推移し低調と言わざるを得ない。もちろん、限られた予算や整備工期の長期化(対象箇所の選定、設計、住民説明、用地交渉及び実際工事期間等)により整備率が低調であることは理解出来るが、治山事業と同様、単純に当初の要整備対策箇所の未整備対策箇所数の予想完了期間は500年～1,000年を要することとなり、当該整備計画が県の策定した将

来ビジョン「3守る（6）災害に強い県土の形成が進み、防災・危機管理対策が向上」とする県民の安全安心を守る実施可能な計画と言い難い。

単年又は2，3年の短期整備計画に加え5年及び10年の中長期整備計画の策定と結果検証及び進捗評価の検証が必要と思われる。

また、要対策箇所の優先順位を緊急性の度合いの視点で再グループ化し、最も優先度上位のグループの対策箇所に具体的な方策により注力しK P Iによる検証により事業評価をすべきと考える。

【整備済箇所数の推移】

区 分	要対策 箇所数	H29 末時点 整備済み数	H30 完了 箇所数	R1 完了 箇所数	R2 完了 箇所数	R2 末時点 整備済み数	整備率 (R2 末時点)	(参考) 全国整備率 (H21 時点)
急傾斜地崩 壊対策事業	1,352	306	1	1	2	310	22.9%	26%
完了箇所名			今市A地区 (鳥取市)	勝見B地区 (鳥取市)	倭文地区 (鳥取市) 石井地区 (米子市)			

イ 受益者負担金について【意見】

災害をもたらす危険な崖は、ほとんどが個人所有であり、本来なら所有者が対策工事を行うのが原則とされている。そのため、鳥取県急傾斜地崩壊対策事業費補助金交付要綱によれば、その対象区域については、地元負担いわゆる受益者負担（5%～20%）を徴するものとされているが、それが事業実施における低調化の要因になっていることが推測される。

この受益者負担金については、各市町村の条例等の諸規定に基づき、補助事業により受益者負担金が実質的に免除されているケースもあるとの事であるが、緊急性の高い地域であっても、市町村の対応の違いから事業実施が進まないとするならば、重大な問題と言わざるを得ない。当該防災事業の目的は人の安全、安心なにより人命を守る事業であり、仮に各市町村の諸規定の相違により、事業実施に差が生じているのであれば県が主導し、受益者負担金の制度調整を図るべきものと思われる。

そのため、実施における消極的な地域所有者の意見を集約し、原因及び事由の把握と対応策を検討すべきである。

鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、国庫補助事業等（国庫補助事業及び交付金事業（急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業に限る。）をいう。以下同じ。）及び単県急傾斜地崩壊対策事業の対象とならない急傾斜地において行う崩壊防止対策事業を促進することにより人家等を保全し、県民生活の安定に寄与することを目的として交付する。

(補助対象事業及び補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、市町村が鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業実施要綱（平成24年8月1日第201200008039号鳥取県県土整備部長通知。）に基づいて行う事業（以下「補助事業」という。）について、当該市町村に対し毎年度の予算の範囲内で本補助金を交付する。

(補助対象基本額)

第4条 本補助金の交付の対象となる額（以下「補助対象基本額」という）は、補助事業に必要な本工事費（県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。）、測量及び試験費（県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。）、用地及び補償費（以下「補助対象経費」という。）の合計額から受益者負担金相当額等の補助事業に伴う収入を控除した額とする。なお、受益者負担金相当額は別紙によるものとする。

2 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

別紙

受益者負担金相当額は以下による。

受益者負担金相当額	要件
補助対象経費の合計額の2/10の額	下記以外の場合
補助対象経費の合計額の1/10の額	①又は②の関連事業の場合 ①大規模斜面関連事業 ※1 ②公共施設関連事業 ※2 又は避難路等関連事業 ※3 又は災害時要援護者施設関連事業 ※4
補助対象経費の合計額の0.5/10の額	①かつ②の関連事業の場合 ①大規模斜面関連事業 ※1 ②公共施設関連事業 ※2 又は避難路等関連事業 ※3 又は災害時要援護者施設関連事業 ※4

- ※1：被害想定区域内に高さがおおむね30m以上の斜面がある場合
- ※2：被害想定区域内に河川及び砂防設備、国道、県道、市町村道のうち幹線市町村道及び迂回路のないもの、鉄道等がある場合
- ※3：被害想定区域内に市町村地域防災計画に位置付けられる避難路または避難場所がある場合
- ※4：被害想定区域内に児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、医療提供施設、生活保護法に基づく救護施設、厚生施設及び医療保護施設並びに学校教育法に基づく特別支援学校及び幼稚園等がある場合

(出典：鳥取県急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱)

4 土砂災害防災意識啓発事業

(1) 事業の概要

各種の整備事業（ハード）対策については、予算の制約や選定から施工完了まで膨大な時間が必要となることから、ハード対策と併せて各種のソフト対策を推進する必要がある。鳥取県は鳥取県地域防災計画において「第2章に防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承」を掲げ、広報媒体を活用して住民等に対して効果的な広報等を行い、防災に関する知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るものとしている。また、防災教育の推進については、児童等が自然災害等の危機について正しく理解し、自らの判断で防災・減災に繋がる行動がとれるよう、学校における防災教育を積極的に推進することとされている。当該事業は土砂災害に関する防災情報の提供を複合的に実施し、県民防災の向上を図るとともに、地域や学校に出向き、県民の防災知識の習得を支援する事業である。

主な事業内容

ア 土砂災害に対する意識啓発 1,650 千円

民放3局で土砂災害・水害防止に係るテレビCMを放送する。

[実施結果]

3放送事業者（日本海テレビ、山陰中央テレビ、山陰放送）

（6月16日～30日、15秒CM×延べ66回実施）

土砂災害防止スポットCM

■TVスポットCM 民放3局（BSS・TSK・NKT）



（出典：鳥取県治山砂防課事業説明資料）

イ 防災教育・出前講座の推進 0円 ※直営で実施

住民等を対象に土砂災害などの防災学習を実施し、自分の身を守り（自助）、共に助け合う（共助）意識を啓発していくことにより、地域の防災向上を図る。

学校と二人三脚で進める防災教育の展開

＜小学校低中学年＞

＜小学校高学年＞

模型実験など分かりやすく災害の怖さを学びます！

実験を通じて、川のはたらきなどを学びます！

よりビジュアルに
より体験的に

水害・土砂災害など
自然災害について学ぼう！！

ハザードマップを显してグループワークをします。

災害統計データや災害に関する情報など、防災に役立つ知識を学びます！

プロジェクトで災害の写真や動画を見ながら学びます！

年々増えている大雨

災害カードゲーム「クロスロード」を利用し、災害時における問題をディスカッションします。

＜中学校＞

＜高等学校＞

おあめとぼくのゆめ
紙芝居で楽しみながら、避難について学びます！

平均240回
平均7.3回/日

平均770円
平均840円
平均1,180円

（出典：鳥取県治山砂防課事業説明資料）

[実施結果]

防災教育：小学校 11回（321名）、中学校 2回（294名）

出前講座：4回（4団体 76名）

ウ 土砂災害・水害に関するシンポジウム 159千円（準備費のみ）

県民一人ひとりに改めて防災について考えていただき、多くの方々の防災意識の向上、地域防災力の強化に繋がるようシンポジウムを開催する。

[実施結果]

台風 14 号の接近により延期（令和 2 年）するも、その後の新型コロナウイルスの影響により結果的に中止となり開催できなかった。

(2) 予算及び決算額

当初予算額：2,741 千円 決算額：1,809 千円

(3) 監査結果

ア 事業効果の測定について【意見】

(ア) 対象業務名

土砂災害に対する意識啓発

(イ) 業務概要

3 放送事業者（日本海テレビジョン(株)、山陰中央テレビジョン放送(株)、(株)山陰放送）により、土砂災害に係るテレビCM 6 月 16 日～30 日、15 秒CM×延べ 66 回（各社 22 回）放送した。

(ウ) 委託期間

令和 2 年 6 月 15 日～令和 2 年 6 月 30 日

(エ) 請負者

日本海テレビジョン放送(株)、山陰中央テレビジョン放送(株)、(株)山陰放送

(オ) 請負金額

1,650,000 円（3 社共通、各社 55 万円）

(カ) 監査内容

当該土砂災害防災意識啓発事業は民放 3 社による出水期（6 月 15 日～6 月 30 日）に 15 秒スポットCM66 回を提供し、土砂災害に対する啓蒙を行っている。毎年継続的に同内容で同規模のCM提供数となっているが、CM内容を含め、県民である視聴者から意見等の収集を図り、事業の有効性（視聴者効果測定）について、検証が必要と思われる。

例年、民放 3 社の見積書の見積金額、契約書は毎年同様なものとなっており、契約が形骸化、形式的なものになりつつある。放送時間帯の見直し検討や価格交渉等についても検討され、より有効な広報活動に努められたい。

イ 防災教育及び出前講座の推進について【意見】

(ア) 対象業務名

防災教育・出前講座の推進

(イ) 業務概要

住民等を対象に土砂災害などの防災学習を実施し、自分の身を守り（自助）、

共に助け合う（共助）意識を啓発していくことにより、地域の防災向上を図る。

(ウ) 決算額 直営事業につき0円

(エ) 監査内容

令和2年度において防災教育の推進については、小学校11回（321名）、中学校2回（294名）実施し、出前講座については4回（4団体76名）実施しているが、新型コロナウイルスの影響による実施回数の減少は理解するものの、近年の災害において避難の重要性が顕著になっており、実施回数や参加人数は物足りない。県民の防災意識啓蒙啓発や教育が目的である以上、住民地域防災意識の醸成を図る更なる事業推進が望まれる。また、県が直営で実施するため、原則直接的な経費も発生しないことから防災士資格者の活用など積極的な開催が望まれる。

学校教育の一環として取り組む必要性という見地からすると教育委員会を交えた防災教育のなお一層の推進を図り、学校教育から家庭の防災意識の醸成を図ることで県民全体の防災意識啓発につなげられることに期待したい。

第6 農林水産部・農地・水保全課

1 ため池安全総合対策強化事業（地域で取り組むため池管理推進事業）

(1) 事業の概要

近年多発する大型台風等により、ため池の決壊、それに起因する人的被害の懸念に対し、管理者である農家・地域住民による適切な保全管理体制の構築や避難体制の確保について緊急的に整備することで、地域で取り組み可能なため池の管理体制を構築し、安全の確保及び住民全体の意識向上を図ることを目的として、以下の事業を実施している。

細事業名		事業内容	予算額
ア	低水位管理 実証事業	低水位管理による営農リスクを除去するため、決壊時に下流への影響が大きいため池での作物の期別貯水量等の調査（1年目）及び検討（2年目）	3,000 千円
イ	ため池の適正 管理推進事業	<平常時対策> 農家の地域住民といった非専門家にもわかりやすい日常管理チェックシートの作成	4,300 千円
ウ		<緊急時対策> ・ため池防災支援システム導入のための機器整備 ・ため池防災支援システムの実地研修会の開催	364 千円

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：7,664 千円 決算額：5,422 千円

(3) 監査結果

ア 低水位管理実証事業について

事前にため池の貯水位を低下させる「低水位管理」について、営農期別の水利用や雨量データ等の関係を踏まえた上での検証・解析を進め、具体的な手法を検討することを目的として、その調査研究を随意契約で国立大学法人鳥取大学に委託している。

契約書及び報告書等の関係資料を確認した結果、特に問題となる事項はなかった。

イ ため池の適正管理推進事業<平常時対策>について

農家や地域住民といった非専門家にもわかりやすい日常管理チェックシートを外部委託して作成する予定であったが、過去のため池点検成果を基に職員により当該

シートの作成が出来たため、当初想定していた外部委託が不要となったとのことであった。そのため、本事業予算については、危機管理局へ配当替のうえ、連携してため池決壊による浸水シミュレーションCG動画を作成することとし、当該製作費へ充当された。

鳥取県地域防災計画においては、ため池の管理体制について、県がため池所有者等に対し、日常の管理点検について定めておくよう指導する旨定められている。本事業において作成された日常管理チェックシートは、各ため池管理者に配布され、日常の点検管理に活用されているとのことであった。その他、本年度より設置された「鳥取県ため池サポートセンター」による点検支援においても本シートが活用されており、点検時の着眼点や記録作業が容易になるなど、作業効率の向上が図られているとのことである。いずれも鳥取県地域防災計画に定められるため池の管理体制の強化に資するものであり、また、事業予算についても類似目的の事業へ振り替えられ、連携して事業の実施も行われており、問題はないと考えられる。

※鳥取県地域防災計画【風水害対策編】第1部「災害予防計画」

第4章「ため池・農業用水路・門の管理体制の強化」

第3節「ため池の管理体制の強化」

2「ため池の管理体制の強化」(2)

ウ ため池の適正管理推進事業<緊急時対策>について

国が開発した「ため池防災支援システム」と連携した「ため池管理アプリ」をインストールし、現地確認時の記録や写真撮影等を行う目的で、iPadを4台購入している。

見積書等、購入手続きに関する書類の確認を行ったが、特に問題はなかった。

なお、ため池防災支援システムの実地研修会は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催されていないが、致し方ないと思われる。

※【ため池防災支援システム】：豪雨・地震時のため池の決壊と下流被害の危険度をリアルタイムで予測・表示し、地方公共団体等のユーザーへメールで警報をする災害情報システム。

※【ため池管理アプリ】：ため池防災支援システムの各機能のうち、緊急点検・日常点検に特化したシステム。スマートフォン等により現地での点検結果をその場で入力・報告出来るとともに、現地写真の報告も出来る。

2 ため池安全総合対策強化事業（ため池防災減災対策推進事業）

(1) 事業の概要

農村地域の防災力向上を図るため、ため池のハザードマップの作成や避難訓練の

実施、使われなくなったため池の廃止や浚渫等の保全対策、工事負担金の軽減などハード・ソフト両面から、ため池の防災・減災対策を総合的に実施する。

細事業名		実施主体	財源	事業内容	予算額
ア	ため池ハザードマップ作成	市町	国庫	ため池が決壊した場合の浸水被害想定図を基に、関係住民によるワークショップを実施し、初動体制や避難ルートの検討等を行う場合に経費を支援する。	47,500 千円
イ	ため池防災訓練支援	市町	国庫	ため池ハザードマップに基づいた防災訓練等の実施に要する経費を支援する。	750 千円
ウ	旧農業用ため池廃止	市町、 集落、 土地改良区	国庫	不要なため池の中で、決壊した場合に人家・人命等に影響があるものを対象に、貯水機能を廃止する。	84,000 千円
エ	ため池付帯施設整備		国庫	ため池の管理上支障となる付帯施設の軽微な補修、改良を行う。	1,000 千円
オ	ため池浚渫		国庫	日本型直接支払等による維持管理体制の強化を前提に、堆積土の除去を行う。	1,000 千円

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：134,250千円 決算額：現年：21,860千円 繰越額：72,390千円

(3) 監査結果

ア ため池ハザードマップ作成

ハザードマップの早期作成の推進について【意見】

ため池が決壊した場合を想定し、下流域の水深、流速到達時間を明らかにすることにより、適切な避難計画を立案し、もって地域住民の人命の保護を図ることが当事業の目的である。予算上は11地区でハザードマップの作成を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により6地区においては翌年度に延期された。

実施した地区のアンケート結果を見ると、「今回の訓練は役に立つ」、「ため池の危険性や決壊時の危険箇所等の理解ができた」、等の回答が多数を占め、事業の有効性が窺える。

防災重点農業用ため池 315箇所のうち、令和2年度までにハザードマップが作

成されたのは 171 箇所である。ハード面の整備は、予算の兼ね合いもあり防災重点農業用ため池の全てを整備するには長期の期間を要するため、その間はソフト対策が急がれる。

鳥取県地域防災計画においても、「優先度の高いものから順次ハザードマップの作成を推進するものとする」とされており、早急に残りの箇所のハザードマップが作成され、適切な避難計画が立案されることが望ましい。

※【防災重点農業用ため池】：「決壊した場合の浸水地域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池」を選定基準とし、鳥取県では 315 箇所が指定されている。

※鳥取県地域防災計画【風水害対策編】第 1 部「災害予防計画」

第 4 章「ため池・農業用水路・樋門の管理体制の強化」

第 3 節「ため池の管理体制の強化」

1 「ため池の状況把握」

イ ため池防災訓練支援について

県主導では県内 4 地区において防災訓練を行ったが、支援事業としての実績はなかった。

ウ 旧農業用ため池廃止について

廃止の整備が県内 11 箇所のため池において実施されたが、財源は全て国庫補助金である。旧農業用ため池で、現在使用されていないものであるため、国庫補助金を活用しながら早急に整備を行い、地域住民の安心・安全の確保を図っていただきたい。

エ ため池付帯施設整備について

実績なし

オ ため池浚渫について

実績なし

3 ため池安全総合対策強化事業（総合的な流木対策検討事業（ため池））

（1）事業の概要

平成 29 年 7 月の九州北部豪雨や近年の県内における集中豪雨による流木被害を踏まえて、流木による被害の拡大を防ぐため、ため池の危険箇所（トラブルスポット）の抽出を行い、将来的なハード・ソフト対策の計画的推進を目的とする。

3工区に分けて、防災重点ため池に対する流木危険箇所の抽出検討を行う（計166箇所）。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：42,000千円 決算額：31,124千円

(3) 監査結果

ア 総合的な流木対策検討事業（ため池）について

3工区それぞれについて入札が行われており、3社と業務委託契約が交わされている。トラブルスポットの抽出数を想定数から実績数に変更したことにより、危険度判定等の作業数量が減ったため、3社との全ての契約において減額変更が行われた。3工区の業務委託関係の内容を整理すると、次表のとおりである。

	1工区	2工区	3工区
調査対象箇所 (予算)	60箇所	60箇所	46箇所
調査対象箇所 (実績)	48箇所	42箇所	45箇所
契約額 (当初契約時)	13,530,000	11,880,000	12,320,000
契約額 (変更契約時)	9,109,100	10,260,800	11,753,500
Trs抽出数 (当初契約時)	22箇所	19箇所	15箇所
Trs抽出数 (変更契約時)	7箇所	9箇所	8箇所

※Trs：トラブルスポット（流木発生による危険ため池）

入札関係や減額変更関係の資料を確認した結果、特に問題となる事項はなかった。

第7 生活環境部・住まいまちづくり課

1 住宅建築物耐震化総合支援事業（震災に強いまちづくり促進事業）

(1) 事業の概要

当事業の主な概要は次のとおりである。

- ① 昭和56年5月31日以前（戸建住宅は平成12年5月31日以前）建築された住宅・建築物や耐震改修促進法の改正（平成25年11月施行）により耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修の費用の一部を助成する。
- ② 平成30年6月に発生した大阪府北部地震のブロック塀転倒による死亡事故を踏まえ、道沿いの危険なブロック塀等の撤去・改修にかかる費用の一部を助成する。
- ③ 平成30年度に国が住宅の補強設計と耐震改修を一体的に手厚く支援する耐震化総合支援メニューを創設したことを受け、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定して積極的に住宅耐震化に取り組む市町村に対して、助成する総合支援メニューを創設する。

令和2年度における事業の実施件数は、次表のとおりである。

区分	耐震診断	補強設計	耐震改修	備考
住宅	104	18	31	
非住宅	6	1	1	
大規模建築物	0	0	1	アムズ鳥取店
合計	110	19	33	

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：47,059千円 決算額：29,176千円

(3) 監査結果

ア 当事業は計画的に実施されたか【意見】

平成28年4月末に改訂された「鳥取県耐震改修促進計画」では、令和2年度末における住宅の耐震化率の目標を約89%と定めているが、令和2年度末の耐震化率は84.9%となっており、目標達成には至っていない。

県においては、その要因を分析し、今後の取組課題として次の5点を挙げている。

- ① 市町村に対し、県制度に準じた制度の拡充及び事業予算の確保を働きかけること

- ② 市町村と連携し、所有者に耐震化の必要性の啓発と補助制度の周知を継続して行っていくこと
 - ③ 所有者の耐震化に対する意識の薄れが懸念されるため、啓発手法を工夫すること
 - ④ 耐震診断者による診断結果、補助制度、概算費用の説明など所有者の理解を促す取組を行うこと
 - ⑤ 低コスト耐震改修工法の普及啓発を継続して行うこと
- 地震が多発している近年の状況から、住宅の耐震化は急務であると考えられるため、市町村と連携しながら、県民の耐震化に対する意識啓発及び低コスト工法の周知等により、耐震化事業を推進していただきたい。

イ 耐震化未了の耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物）について【意見】

また、令和2年度、アムズ鳥取店の建替えが完了したことにより耐震化未了の耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物）は残り8施設となっている。

解体中の施設も含め、5施設については解体、改修工事等の時期が具体化した計画が立てられているが、残り3施設については資金面等の理由により、具体的な計画は立てられていない。

未了施設については、県民のみならず、観光客も含め大勢の人が立ち寄る場であることから、地震の際には甚大な人的被害が起り得る可能性が高く、危険箇所の部分的改修等も含め、早期な対応が必要であると考えます。

ウ 当補助金制度の周知方法について

鳥取県地域防災計画では「家屋の耐震構造の強化等について積極的に周知する」旨を定めている。

当補助金制度については市町村報、ホームページ等により周知を図っており、さらに今後、ダイレクトメールの送付や対象者宅を戸別訪問し、直接説明する方針を定めるなど県民への積極的な周知に努めていると認められ、問題ないと考えます。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編（共通）】第1部 総則

第3章「防災訓練」

第3節「訓練計画」

1 総合防災訓練(5)

エ 当補助金の交付手続きについて

交付された補助金の一部をサンプルとして各種資料を検討したところ、当事業の補助金の交付は、交付要綱に沿ったものとなっており、かつ、交付にあたっての各手続は適正になされていることから、問題はないと考える。





住宅の耐震化には補助金の利用を！

○鳥取県では、住宅の耐震化を応援しています

補助の対象となる住宅とは …… 平成12年5月31日以前に建築された1戸建て住宅

①『耐震診断』を補助します 最大89,400円補助

→補助要件・補助率と補助額

木造住宅の場合

○無料診断の場合 ・市町村が耐震診断士を派遣します。・自己負担はありません。
○有料診断の場合 ・診断費の2/3、最大89,400円を補助

※無料診断を実施していない町村があります。

非木造住宅の場合

・診断費の2/3、最大89,400円を補助

②『改修設計』を補助します 最大12万円補助

→補助要件

・上記の耐震診断の結果、耐震性が不足すると判断されていること

→補助率と補助額

・設計費1/2以内で最大12万円を補助

③『耐震改修』を補助します 最大100万円補助

→補助要件

・各階のlw値が1.0以上となる工事
・各階のlw値が0.7以上となる段階的な工事
・1階のlw値が1.0以上となる段階的な工事

→補助率と補助額

・工事費の4/5[※]以内で最大100万円を補助
※これまでに改修設計に補助金を利用している場合補助率は23%以内、補助額は100万円が上限です。

注意

・契約前に補助金の申請を行う必要があります。
・補助内容は市町村により異なります。詳細は最後のページの各市町村窓口までお問合せ下さい。

○補助金以外にも強い味方がいます

鳥取県・株式会社鳥取銀行・損害保険ジャパン株式会社は住宅耐震化の推進に関する協定を締結し、3つの強い味方で県内の住宅耐震化を促進します。

① リフォームローン(株式会社 鳥取銀行) 年▲0.20%差し引き

住宅耐震リフォームローンの金利の引き下げ制度のある金融機関があります。
鳥取銀行では、新型リフォームローンのご融資取組みに際し、住宅の耐震・免震に関する上記の補助金を利用される方には、年▲0.20%差し引かせていただきます。



② 地震保険の割引

耐震改修工事を行い、地震保険の割引の適用条件をご提出いただくと、割引を適用できる可能性があります。

07

(出典：鳥取県HP「住まいの耐震化を応援します」補助金チラシ)

2 住宅建築物耐震化総合支援事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）

(1) 事業の概要

がけ地に近接する危険住宅の除去費に対する補助及び住宅の建設又は購入等に係る借入金に対する利子補給に関する費用の一部を助成する。

令和2年度においては、鳥取市より1件交付申請がなされ、執行されている。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：4,000千円 決算額：777千円

(3) 監査結果

ア 当補助金制度の周知方法について

当補助金は、ホームページ等により周知が図られており、問題はない。

イ 当補助金の交付手続きについて

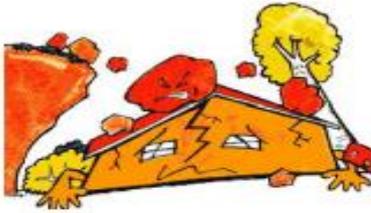
交付された補助金の一部をサンプルとして各種書類を検討したところ、当事業の補助金の交付は、交付要綱に沿ったものとなっており、かつ、交付にあたっての各手続は適正になされていることから、問題はないと考える。

がけ地近接等危険住宅移転事業のご案内

—危険ながけ付近にお住まいの方の移転にかかる補助制度—

1 制度の概要

がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地滑り、津波、高潮、出水等により、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転を促進するため、国と地方公共団体が移転者に危険住宅等の除却に要する経費と新築する住宅の建設や土地の取得等に要する経費に対して補助金を交付する制度です。



2 危険住宅とは

がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地滑り、津波、高潮、出水等の危険が著しい以下の区域内にある住宅です。

- ① 鳥取県建築基準法施行条例（以下「県条例」）に基づき指定した災害危険区域
- ② 県条例で建築を制限しているがけ付近の区域（通称「がけ条例」の区域）
- ③ 土砂災害特別警戒区域
- ④ 土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域（基礎調査を完了したもの）
- ⑤ 災害救助法の適用を受けた区域（事業着手時点で過去3年間以内）

3 補助金は

(1) 除却等費

危険住宅の撤去費及び移転等に要する費用を補助します。

- ① 一戸あたり補助限度額 975千円

(2) 建物助成費

危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の購入も含みます。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合、借入金の利子相当額を国、県、市町村が補助します。（利率は8.5%を限度とします。）

① 一般地域の場合

戸あたり補助限度額	4,210千円
ただし、建物の限度額	3,250千円
土地の限度額	960千円

② 特殊土地帯指定区域、又は、保全人家

10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域	
戸あたり補助限度額	7,318千円
ただし、建物の限度額	4,650千円
土地の限度額	2,060千円
造成の限度額	608千円

鳥取県の特設土地帯指定区域

鳥取市の一部（旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村の区域）、倉吉市、八頭郡、東伯郡、西伯郡の一部（大山町のうち旧上中山村及び旧下中山村の区域、伯耆町のうち旧溝口町の区域）、日野郡



4 申請先は

申請は各市町村の窓口で行っていただきますが、補助の対象となるかどうか、あらかじめお住まいの市役所、町村役場にご相談ください。

【問い合わせ先】

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課
鳥取市東町一丁目220 (電話) 0857-26-7391
(ファクス) 0857-26-8113

(出典：鳥取県HP「がけ地近接等危険住宅移転事業のご案内」パンフレット)

3 住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・講習会開催事業）

(1) 事業の概要

建築物の設計者等に対して耐震化に関する知識を普及するための講習会の開催経費を補助する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：400千円 決算額：0千円

(3) 監査結果

ア 当事業が未実施となった理由について

建築関係団体からの交付申請がなく、事業の実施には至っていない。新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものと判断され、特に問題はないと考える。

4 住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・木造住宅耐震化考査）

(1) 事業の概要

県が登録する木造住宅耐震化業者登録のための考査を実施し、住宅耐震化の支援体制整備を図る。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：550 千円 決算額：517 千円

(3) 監査結果

ア 当事業の予算執行における諸手続き等について

当事業は、令和3年1月、仕様書に基づき適正に実施されている。

また、予算執行における諸手続きについて各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

5 住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・低コスト工法講習会開催事業）

(1) 事業の概要

県内設計者・施行者に対する低コスト工法の講習会を開催する。

※ 低コスト工法（低コスト耐震改修工法）とは、名古屋工業大学高度防災工学センターが推奨している工法で、既存の壁や床、天井を極力壊さないで耐震補強を行ったり、外壁撤去を行わずに外部から耐震補強を行う方法を採用したりすることで、既存の壁や床等の復旧工事や外壁の復旧工事を不要とし、工事費や工期が短縮出来る改修工法のことをいう。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：335 千円 決算額：489 千円

(3) 監査結果

ア 予算執行における諸手続き等について

耐震リフォーム達人塾「設計演習コース」が令和2年7月に鳥取、米子の2会場で計画通り実施されている。

また、予算執行における諸手続きについて各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

6 住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・低コスト工法モデル事業）

（1）事業の概要

低コスト工法を用いた木造戸建て住宅の耐震診断・設計・改修の勉強会、見学会を建築士に委託し開催する。

モデル事業の流れとしては次のとおり

- ①モデル住宅の選考・決定
- ②設計者の認定
- ③耐震補強設計の補助申請・決定
- ④設計完了
- ⑤耐震工事の補助申請・決定
- ⑥工事完了
- ⑦低コスト耐震改修工法勉強会

（2）当初予算及び決算額

当初予算額：418千円 決算額：369千円

（3）監査結果

ア 予算執行における諸手続き等について

モデル住宅の選考から勉強会の実施に至るまで、計画的に事業は実施され、令和3年3月境港市の木造住宅をモデルに、オンラインで勉強会が開催されている。

また、予算執行における諸手続きについて各種書類を確認した結果、特に問題はなかった。

7 住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・低コスト工法地区別勉強会）

（1）事業の概要

補強設計、耐震工事に取り組む設計者・施行者を対象として、少人数の地区別勉強会を開催する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：405 千円 決算額：0 千円

(3) 監査結果

ア 当事業が未実施となった理由は適正か

事業の実施には至っていないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものと判断され、特に問題はない。

8 住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・パンフレット作成）

(1) 事業の概要

旧パンフレットに新制度の周知及び、低コスト耐震改修工法のモデル事業実績を掲載するため、パンフレットを刷新する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：275 千円 決算額：418 千円

(3) 監査結果

ア 予算執行における諸手続き等について

当事業は、令和3年1月、仕様書に基づき適正に実施され、県のホームページに掲載されている。

また、予算執行における諸手続きについて各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

9 住宅建築物耐震化総合支援事業（応急危険度判定士育成事業・応急危険度判定士養成講習会）

(1) 事業の概要

震災後の二次災害を防止するため、地震被災建物応急危険判定活動を行う判定士を養成する目的で、認定希望の建築士を対象とした講習会及び既認定判定士の判定技術維持のための講習会を実施する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：1,372 千円 決算額：7 千円

(3) 監査結果

ア 予算執行における諸手続き等について

当事業による研修会は令和2年8月に中部総合事務所で実施され、61名が受講している。(内新規判定士登録者49名)

当事業により、令和2年度末における鳥取県の判定士数は1,052人となっている。判定士の目標数は1,100人であり目標達成には至っていないが、前年の新規登録者数32人と比し約1.5倍の増加となっており、事業の目的に沿った成果が挙げられていると認められる。

また、予算執行における諸手続きについて各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

10 住宅建築物耐震化総合支援事業(応急危険度判定士育成事業・判定実地訓練事業)

(1) 事業の概要

震災時に円滑な応急危険度判定が行われるよう、解体中の建物を利用した実地訓練を実施する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：500千円 決算額：438千円

(3) 監査結果

ア 当事業は目的に沿ったものとなっているか

当事業は、令和2年12月に倉吉市の民家において18名の判定士を対象に実施されている。

鳥取県地域防災計画では「県及び市町村は、地震により被災した建築物が引き続き安全に居住出来るかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定の実施体制を強化するものとする。」と記している。

訓練は、震災時の判定活動と同様の流れで進行されており、地震被害にあった状況を再現した住宅を題材にし、実際に判定活動を行う等、震災現場を想定した有効な訓練であり、鳥取県地域防災計画の目的に沿った訓練が実施されたものと判断される。

ただ惜しむらくは、参加者数が18名であり、登録者数と比較した場合少人数であったという点であるが、震災時に必要な事業であるが故に次年度以降の参加者数増加に向けての取組を期待する。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編(共通)】第11部「住宅対策計画」第2章「被災宅地危

険度判定実施体制の整備」

第3節「被災宅地の危険度判定の実施体制の強化」

1「県の体制整備」

2「市町村の体制整備」

11 住宅建築物耐震化総合支援事業（津波避難施設整備促進事業）

（1）事業の概要

東日本大震災における津波による甚大な被害の発生を踏まえ、今後津波による被害が想定される地域において津波避難施設を整備する市町村を支援するための基金造成に係る事務を行う。

（2）当初予算及び決算額

当初予算額：100千円 決算額：0千円

（3）監査結果

ア 当事業は計画的に実施されたか

当事業における予算執行はないが、次年度以降の整備に向けての検討会開催にかかる予算確保がされており、問題はない。

第8 商工労働部・商工政策課

1 鳥取県中小企業災害対応力強化支援事業（普及啓発・計画策定の推進）

（1）事業の概要

自然災害等の発生に備え、県内中小企業者等のBCP（Business Continuity Plan:事業継続計画）策定・見直しに対する支援を行い、中小企業者等の災害対応力の向上を図ることを目的として、主に以下の事業を企画・実施している。

ア 普及啓発セミナーの開催

中小企業等のBCP策定の必要性について理解を深め、策定意識を醸成することを目的としたセミナーを開催する。（商工団体等と連携し、東部・中部・西部会場で各1回開催する。）

イ BCP策定ワークショップの開催

県内中小企業等を対象に、BCP策定ワークショップを開催する。（1日3時間程度×4日（概ね月1回）を東部・中部・西部会場において各1回開催する。なお、ワークショップには簡易的なBCPを短期間で策定する入門編を設け、小規模事業

者でも取り組み易い内容とする。

ウ B C P 運用改善スキル研修の開催

企業の B C P 担当者が、自社 B C P の円滑な運用と継続的な改善を行うための能力を習得するため、訓練方法等の研修を開催する。(商工団体等と連携し、東部・西部で各 1 回開催する。)

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：4,123 千円 決算額：3,831 千円

(3) 監査結果

業務委託契約の不履行について【指摘事項】

上記(1)ア～ウのセミナー等の開催については、S社と随意契約が締結されている。業務委託契約書等の関係書類を確認した結果、契約自体は適切に行われていた。しかし、業務完了報告書等の確認及び担当課へのヒアリングを通じて、次のとおり契約内容に沿った適切な履行がなされていないことが判明した。

契約では上記(1)アの普及啓発セミナー及びイの B C P 策定ワークショップについては、県内東部、中部、西部会場でそれぞれ実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により対面形式での実施が困難となったため、中部会場で一部実施した以外は Z O O M を利用したオンライン形式に変更して実施した。このため、当初予定していなかった新型コロナウイルス感染症対応のセミナー、ワークショップを実施するため、テキストの新規作成及びオンラインセミナー実施方法の確立に時間を要したこと、また、オンライン形式での実施が困難なことを理由に上記ウの B C P 運用改善スキル研修は中止された。B C P 運用改善スキル研修の中止に伴い、予定されていた本工数がセミナー、ワークショップのオンライン化への準備工数に振り替えられ、結果として当初の契約金額 3,799,400 円全額が委託料として S 社へ支払われている。

業務委託契約書第 16 条では、「甲乙(甲：県、乙：S 社)双方の責めに帰することのできない理由により、乙がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、乙は、当該部分についての義務の履行を免れ、甲は、当該部分について委託料の支払義務を免れる。」と規定されている。従って、新型コロナウイルス感染症の理由により一部未実施となった委託業務に関しては、委託料の減額又は変更契約が必要になると考えられる。この点について担当課へ質問したところ、業務委託契約書第 30 条において、「この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義の生じた事項については、甲乙協議して定める。」と規定されているため、双方の協

議に基づき事業実施を行った旨の回答があった。

業務委託をした3つの業務のうち、普及啓発セミナー及びBCP策定ワークショップは、まだBCPを策定していない中小企業等にその普及促進を図るものである。一方、BCP運用改善スキル研修は、既にBCP策定済みの中小企業等に、その円滑な運用と継続的な改善のスキルアップ研修を行って実効性の向上を図るものである。それぞれ目的が大きく異なっており、自然災害等の発生への備えとして発揮される効果も異なるため、同一視すべきものではない。

新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた対面形式での事業実施が困難となり、協議の末、オンライン形式に切り替えて事業を行った点は、正に業務委託契約書第30条に基づく処理として問題はないと思われる。しかし、委託業務自体が未実施であれば、それは委託業務契約の不履行であり、それを目的も効果も異なる他の業務へ組替を行うことは、事業本来の趣旨を逸脱し、安易に許容されるべきものではない。

業務委託契約における契約金額 3,799,400 円のうち、BCP運用改善スキル研修の開催にかかる委託料相当額は 479,600 円である。当該委託料相当額については、本来減額を行い、オンライン形式に改めて実施した残りの2業務については変更契約を結んで追加の委託料を支払うべきであった。形式上の問題であり、県において実質的な損害額は発生していないと考えられるため返還請求を求めるものではないが、以後、厳格な運用に努められたい。

2 鳥取県中小企業災害対応力強化支援事業（中小企業災害対応力強化支援補助金）

(1) 事業の概要

県内中小企業者等のBCPの策定及びその実効性の向上、並びに、地域住民の安心・安全に資する活動を支援する。当該支援を通じて県内中小企業者等の災害対応力の強化及び地域防災力の向上を目的として、以下の3種類の補助金を創設している。

ア BCP策定・改善型

専門家を活用したBCPの策定・見直しに要する経費の補助

○補助率 1/2 上限額 15 万円

○当初予算 300,000 円 内訳：上限 150,000 円×2 社分

イ 防災措置型

B C Pの実効性向上及び災害対策強化に要する防災措置の導入経費の補助

○補助率 1 / 2 上限額 50 万円 (下限額 30 万円)

○当初予算 2,500,000 円 内訳：上限 500,000 円 × 5 社分

ウ 地域連携型

B C Pに基づいて行う地域住民の安心・安全に資する活動(電力の地域開放、備蓄品の提供等)に要する経費の補助

○補助率 2 / 3 上限額 100 万円 (下限額 30 万円)

○当初予算 1,000,000 円 内訳：上限 1,000,000 円 × 1 社分

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：3,800 千円 決算額：0 千円

(3) 監査結果

中小企業災害対応力強化支援補助金について

上記(1)イの防災措置型の補助金に対して、3件の活用相談が寄せられたが、いずれも相談会社において最終的にはB C P対策よりコロナ対策を優先しなければならなくなり、結果として未交付に終わった。その他の補助金に関しても、同様の理由により交付実績なしとなった。

令和3年2月の補正予算で、防災措置型の予算については、申請相談のあった3社を除く2件分の1,000,000円が減額となった。また、当該事業全体の予算から、同課が所管する企業向けの新型コロナ対策の補助事業に1,857,000円が流用された。

本年度においては交付実績が挙げられず、決算額が0円となったが、新型コロナウイルス感染症の影響を多分に受けたものであり、致し方ないと思われる。

第9 福祉保健課

1 社会福祉施設等災害時非常用電源設備緊急整備支援事業

(1) 事業の概要

平成30年の北海道胆振東部地震の直後に発生した大規模停電(ブラックアウト)をはじめ、令和元年には台風第15号により千葉県で長期間の停電が発生したほか、台風第19号では鳥取県内でも数時間の停電が広範囲で発生したことを踏まえ、入所施設を運営する社会福祉法人等及び有床の医療施設の設置者に対し、災害時に電源を確保するための非常用自家発電機の購入費用を助成することにより、災害発生時

における入所者等の生活基盤や医療提供体制を維持・確保する。

【補助金内容】

ア 実施主体

- ・ 障害者支援施設、障害児入所施設及び介護保険施設等を運営する社会福祉法人又は医療法人
- ・ 有床診療所及び助産所の設置者

イ 補助対象経費

災害時に電源を確保するための非常用自家発電機の購入費用

ウ 補助率等

2/3 上限額 100,000 円

エ 予算額

3,300,000 円 上限額 100,000 円×33 施設

内訳：障害者支援施設・障害児入所施設	4 施設
介護保険施設・軽費老人ホーム・養護老人ホーム	17 施設
有床診療所・助産所	12 施設

※対象施設数は非常用自家発電機の整備状況、補助の要望状況等を踏まえて算定されている。

オ 事業効果

停電発生時における医療的配慮が必要な入所者等の人工呼吸器や喀痰吸引等の電源確保、冬の防寒対策、夏の熱中症対策等

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：3,300 千円 決算額：0 千円

(3) 監査結果

内部の管理体制について【指摘事項】

北海道胆振東部地震以降、社会福祉施設における非常用自家発電機の整備が国庫補助事業の対象とされたものの、大規模な設備の整備が対象であることから社会福祉法人等の負担感も大きく、非常用電源の整備が進んでいない状況であった。また、

医療施設については、平成 23 年度から平成 26 年度まで実施された「災害時に強い医療機関整備事業」（鳥取県地域医療再生基金）により、非常用電源等の整備が推進されてきたが、一部の有床診療所等において未整備の状況であった。こうした現状を踏まえ、県では非常用自家発電機の整備状況、また、補助の要望等を踏まえて 33 施設を洗い出し、当該施設の整備補助を目的に事業構築が行われた。

そして、本事業予算については、福祉保健部内の長寿社会課、障がい福祉課、医療政策課の各課の予算要求を統合して福祉保健課が予算要求し、福祉保健課で全額予算計上が行われている。

しかしながら、この予算額 3,300,000 円については、全額が未執行となっている。その理由として、福祉保健課から「予算要求時に、具体的な役割分担までは話をしておらず、令和 2 年度に入ってから、一部の関係課から問合せをうけていたが、結果的には事務分担があいまいなままで、事業執行に至らなかった。」との説明があり、補助金交付要綱の策定すらなされていない状況であった。

本事業の事業効果は、上記（1）のオで記載したとおり、「停電発生時における医療的配慮が必要な入所者等の人工呼吸器や喀痰吸引等の電源確保、冬の防寒対策、夏の熱中症対策等」とされており、正に人命に係わる事業である。このような重要性が高く、かつ、緊急性を要する事業が、内部の連携不足を要因に放置されていた実態は重く受け止めるべきである。また、課内における事業の進捗管理体制が整っていないことも明らかである。二度とこうした事態が起こらないよう、早急に内部体制の整備を図り、再発防止策を検討する必要がある。

第4章 指摘及び意見の件数

事業名（細事業名）		指摘	意見
【危機管理局】		(3)	(12)
危機管理政策課		(3)	(9)
1	住民避難体制整備総合事業	(1)	(6)
	① 人材活用事業	—	1
	② ハザードマップの見える化事業・ハザード画像の作成	—	1
	③ ハザードマップの見える化事業・浸水CGの作成	—	1
	④ ハザードマップの見える化事業・浸水表示システムの作成	—	1
	⑤ 地域防災力強化事業	—	2
	⑥ 災害時の要支援者対策事業	1	—
	⑦ 人材等育成・人材育成研修	—	—
	⑧ 人材等育成・意識啓発研修	—	—
	⑨ 人材等育成・避難所運営リーダー研修	—	—
2	避難所の生活の質向上事業	(2)	(2)
	⑩ 指定避難所生活環境整備支援事業	—	1
	⑪ 福祉避難所事前配備資機材整備事業	—	1
	⑫ 要配慮者が避難しやすい避難所環境確保事業	—	—
	⑬ 備蓄倉庫機能強化事業	2	—
3	⑭ 「拠点避難所」設置モデル事業	(0)	(1)
消防防災課		(0)	(3)
4	① 自主防災組織新規設立支援事業	(0)	(1)
5	地域防災リーダー養成事業	(0)	(2)
	② 防災士養成研修	—	1
	③ スキルアップ研修	—	—
	④ 職員災害応援隊等防災士資格取得事業	—	1
【県土整備部】		(7)	(17)
道路企画課		(0)	(2)
6	① 防災・安全交付金（交通安全）	(0)	(0)
7	② 防災・安全交付金（災害防除）	(0)	(2)
河川課（※ 一部危機管理政策課を含む。）		(6)	(7)
8	① 総合的な流木対策事業（河川）	(0)	(0)
9	避難につなげる水防対策事業（鳥取方式）	(0)	(3)

事業名（細事業名）		指摘	意見
	② 堤防強化対策・堤防舗装及び法肩保護工	—	—
	③ 堤防強化対策・水防体制強化（大型土のう袋購入）	—	3
	④ 流域貯留対策	—	—
	⑤ 水害リスク情報の提供	—	—
10	⑥ 防災・安全交付金（情報基盤整備）	(0)	(2)
11	⑦ 樹木伐採・河道掘削等緊急対策事業 [公共事業]	(0)	(0)
12	防災・安全交付金（河川改修） [一般公共工事]	(3)	(0)
	⑧ 特定構造物改築事業	3	—
	⑨ 河川改修工事	—	—
13	水防対策費	(3)	(2)
	⑩ 鳥取県水防訓練及び水防講習会	—	—
	⑪ 水防資器材の補充（※）	3	1
	⑫ 水防功労者表彰	—	—
	⑬ 排水ポンプ車等管理運営費	—	—
	⑭ 排水ポンプ車更新費	—	1
治山砂防課		(1)	(8)
14	① 治山事業（県土） [一般公共事業]	(0)	(2)
15	② 防災・安全交付金（通常砂防事業） [一般公共事業]	(1)	(2)
16	③ 防災・安全交付金（急傾斜地崩壊対策事業） [一般公共事業]	(0)	(2)
17	④ 土砂災害防災意識啓発事業	(0)	(2)
【農林水産部】		(0)	(1)
農地・水保全課		(0)	(1)
18	ため池安全総合対策強化事業	(0)	(1)
	① 地域で取り組むため池管理推進事業	—	—
	② ため池防災減災対策推進事業	—	1
	③ 総合的な流木対策検討事業（ため池）	—	—
【生活環境部】		(0)	(2)
住まいまちづくり課		(0)	(2)
19	住宅建築物耐震化総合支援事業	(0)	(2)
	① 震災に強いまちづくり促進事業	—	2
	② がけ地近接等危険住宅移転事業	—	—
	③ 耐震化支援環境整備事業・講習会開催事業	—	—
	④ 耐震化支援環境整備事業・木造住宅耐震化考査	—	—

事業名（細事業名）		指摘	意見
	⑤ 耐震化支援環境整備事業・低コスト工法講習会開催事業	—	—
	⑥ 耐震化支援環境整備事業・低コスト工法モデル事業	—	—
	⑦ 耐震化支援環境整備事業・低コスト工法地区別勉強会	—	—
	⑧ 耐震化支援環境整備事業・パンフレット作成	—	—
	⑨ 応急危険度判定士育成事業・応急危険度判定士養成講習会	—	—
	⑩ 応急危険度判定士育成事業・判定実地訓練事業	—	—
	⑪ 津波避難施設整備促進事業	—	—
【商工労働部】		(1)	(0)
商工政策課		(1)	(0)
20	鳥取県中小企業災害対応力強化支援事業	(1)	(0)
	① 普及啓発・計画策定の推進	1	0
	② 中小企業災害対応力強化支援補助金	—	—
【福祉保健部】		(1)	(0)
福祉保健課		(1)	(0)
21	社会福祉施設等災害時非常用電源設備緊急整備支援事業	1	0
全事業合計		12	32

第5章 総評

令和3年度における鳥取県包括外部監査を行い、県内において、鳥取県地域防災計画を中心に実に多くの防災・減災に関する事業が取り組まれているかがよく把握できた。一方で、危険箇所として整備の必要性を認識しつつも、予算が限られているためハード面での早急な対策を講じることが出来ず、ソフト策で応急的な対応をせざるを得ないという窮状も理解した。

このような現状を踏まえ、包括外部監査を通じて改善の必要性を大きく感じた点は以下のとおりである。

まず、予算の積算について、予算の見積りが不十分で、予算額と決算額が大きく乖離している事業が散見された。事業計画を厳密に立て、可能な限り見積書に基づいて積算することで、より正確な予算の策定を行うことが出来る。こうした予算余りの現状を改善することで、緊急性を要する事業に早く財源を注入することが可能となり、整備計画の早期化を図ることが出来る。災害は待つてはくれないため、あらゆる工夫や努力で整備財源を捻出し、万全の備えを講じていこうとする防災意識が重要であると考えます。

次に、災害対策における整備工事の優先順位の基準を明確に定める必要があると思われる。限られた予算の中で整備を進めていかなければならないため、全ての要対策箇所における工事完了までに非常に長期の年数を要する現状においては、危険度の高い箇所から優先的に対策を講じていくことが効果的である。そのための明確な基準の策定及び実施を行い、整備対策事業の有効性をより高めていかなければならない。

その他、事業の実施主体が市町村等の場合に、本庁における担当課では事業の予算要求及び予算執行の手続きが中心で、事業そのものの管理が行われていない事例が多くあった。実施主体が市町村等であっても、県の予算を使用する以上は、担当課において事業の進捗管理及び実施主体への指導を行い、効果測定も含めて、予算がより効果的に活用されるよう推進を図っていくのが本来のあるべき姿と考える。

以上、特に改善の必要性を感じた事項を挙げたが、この他にも改善を要すると思われる点は本論において触れている。今後、この包括外部監査を通じた指摘等が事業の合規性並びに経済性、効率性、有効性の観点のもとで見直され、もって県民の安心・安全な暮らしに繋がれば幸いである。